

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おとす日
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定
解除予定の保安林にする旨の通知
道路の位置の指定
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- ◇ 公 告 昭和四十五年度鳥取県職員採用上級・中級試験の実施

告 示

鳥取県告示第三百三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十五年五月一日	伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町 五七の三	伊藤 文利

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年五月六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年五月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年五月十二日

鳥取県公安委員会委員長 藤 住 辰 雄

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十五年五月二十一日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内 (県庁七階)

鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡東郷町大字松輪五一〇の二 野口岩太郎

公 告

昭和45年度鳥取県職員採用上級・中級試験の実施について、次のとおり
 公告する。

昭和45年5月12日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分及び採用予定人員

試 験 区 分		採 用 予 定 人 員	
上 級	行 政	約 2 名	
	農 業	約 5 名	
	畜 産	約 3 名	
中 級	農 業 土 木	約 3 名	
	畜 産 土 木	約 3 名	
栄 養 士		約 1 名	

2 受験資格

(1) 学歴及び資格

試験区分	学 歴 及 び 資 格
上 級	学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を必要とします。
中 級	学歴は問いませんが、短期大学卒業程度の学力を必要とします。ただし、栄養士の資格を有する者又は昭和46年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者に限ります。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年 齢 及 び 性 別	
上 級	行 政	昭和18年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。
	農 業 土 木 畜 産 土 木	昭和18年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者で、男子に限ります。
中 級	栄 養 士	昭和20年4月2日から昭和26年4月1日までに生まれた者で、女子に限ります。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者

ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方法

上級試験については教養試験及び専門試験を大学卒業程度において中級試験については教養試験及び専門試験を短期大学卒業程度において、次の方法により行ないます。
 ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について択一式により行ないます。
 イ 専門試験 試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、択一式及び記述式により行ないます。
 なお、試験問題は、それぞれ次の分野から出題されます。

試験区分	分野
行政	政治学、社会政策、行政学、法学概論、憲法、行政法、民法、経済原論、財政学、経済政策、経済事情
農業	栽培学概論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産

級	畜産	一般、農業経済一般	
		家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、家畜栄養学、畜産各論、農業経営、畜産物利用、畜産利用	
中級	土木	農業土木	数学、水理学、応用力学、測量、土木材料、土木 施行、農業水利、土地改良、農業造構、農地造成、 農業機械、農学一般
		土木	数学、力学、水理学、測量、土木材料、土質、土 木施行、都市計画、河川、上下水道、港湾、道路、 橋梁
	栄養士	栄養学、食品学、公衆衛生学、食品衛生学、栄養 指導、調理、食糧経済、社会福祉	

(2) 試験日時及び試験場

ア 試験日時 昭和45年7月19日(日)

受付時間 8時10分から8時35分まで

試験開始 8時45分から

イ 試験場 鳥取県立鳥取西高等学校(鳥取市東町2丁目112)

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法 試験区分ごとに教養試験及び専門試験の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験及び専門試験のうちいずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

イ 発表 表 昭和45年8月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示する

ほか、合格者に通知します。

4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 個別面接による試験を行ないます。

イ 適性検査 公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行ないます。

ウ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。

エ 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

(2) 試験日及び試験地

昭和45年8月中旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

5 最終合格者の発表

昭和45年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

(1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登録されたうえ、任命権者の請求に応じて高点順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間とします。

(3) 給与は、原則として、上級の場合は給料月額29,980円と初任給調整手当が支給され、中級の場合は給料月額26,400円が支給され、その後

は、定期に昇給します。そのほか、期末・勤勉手当(年間、給料月額約4,5月分)、通勤手当、扶養手当等が支給されます。

7 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「上(中)級申込用紙請求」と朱書し、おて先を明記して、15円切手をはった返信封筒を必ず同封してください。返信用の切手のないものは送付しません。

(2) 申込方法

申込用紙に必要な事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は封筒の表に「上(中)級試験申込み」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはってください。返信用の切手のないものは受験票を送付しません。

(3) 受付期間

昭和45年6月1日(月)から昭和45年6月30日(火)午後5時までとし、郵送の場合は、6月30日(火)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、いつさい責任を負いません。

8 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

なお、郵便で照会する場合は、おて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず回封してください。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】